

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準報酬月額記録は、平成6年7月及び8年5月については16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月
② 平成8年5月

社会保険事務所（当時）の記録では、有限会社Aに勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が15万円となっているが、当時の給与明細書では17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されている。

また、株式会社Bに勤務していた申立期間②については、標準報酬月額が15万円となっているが、当時の給与明細書では16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されている。

両申立期間について、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料

額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

- 2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の所持する有限会社Aに係る平成6年7月分の給与明細書及び同社が提出した同年7月分の賃金台帳において確認できる報酬月額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時、有限会社Aが社会保険事務を委託していたとする社会保険労務士は既に他界しているため申立期間①当時の状況について資料及び供述を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の所持する株式会社Bに係る平成8年5月分の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bが提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しから確認できる標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社 B 事業所における資格取得日に係る記録を同年 3 月 1 日に訂正し、同年 3 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 27 日から 33 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 32 年 11 月 27 日に A 株式会社 B 事業所に採用され、入社後、同社 B 事業所 C 係へ配属された。

私が同社 B 事業所に勤務していたことは、同社人事部に人事記録が残っていることから間違いない。

しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 33 年 10 月 1 日となっており、勤務の実態に合っておらず納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A 株式会社 B 事業所に勤務していたことは、認められる。

また、申立人は昭和 33 年 3 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人が記憶する同僚が保管する同年分源泉徴収票を検証すると、雇用保険の一般被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除されているとともに、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、A 株式会社の現在の人事担当者は、「申立人の同僚から提出された源泉徴収票

から、申立期間当時、当社B事業所においては、雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月の給与から、当該取得月に係る厚生年金保険料を控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人について、厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って届け出たことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和33年3月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間における標準報酬月額については、申立人の同社B事業所における昭和33年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得日を昭和33年3月1日とすべきところ同年10月1日と誤って届出を行ったことを認めていることから、事業主が資格取得日を同年10月1日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和32年11月27日から33年3月1日までの期間については、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、当該同僚は採用から約数か月間を経過した後に雇用保険の一般被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主は、従業員別の資料は残っておらず、申立人についても詳細は不明としながらも、「当時、現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、その後約3か月間において勤務状況などを考慮した上で本採用にしていたようだが、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料の控除も行っていなかったと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和33年3月1日までの期間については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月ごろから 37 年 3 月ごろまで

私は、昭和 35 年 8 月 31 日にA事業所を退職し、すぐに正社員としてB株式会社C事業所に入社し、婚姻の1か月前の 37 年 3 月ごろまでの期間において勤務した。

同社C事業所では、練炭の袋詰め及び製品の乾燥機からの取出しなどの業務に従事した。

同社C事業所に勤務していた私の兄及び私の姉には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私には厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する申立期間当時の業務内容及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないが、申立人がB株式会社C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚の供述から、申立期間当時のB株式会社C事業所の従業員数は約 100 人であったと推認できるところ、同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から昭和 35 年 9 月当時の厚生年金保険の被保険者数は 64 人であったことが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立事業所は、従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する勤務開始時期が一致していないことから判断すると、当時、申立事業所では、厚生年金保険に加入させていた従業員についても、必ずし

も入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B株式会社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、法人登記簿によると、B株式会社C事業所は、昭和39年4月21日にD株式会社として分離独立後、平成5年3月31日に解散、同年7月10日に精算終了している上、当時の事業所長は既に亡くなっており、E株式会社F本社は、「当時の資料は無いため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から 23 年 12 月 15 日まで

私は、A株式会社本社の昭和 21 年 10 月 1 日付けの辞令で、同社B出張所に勤務を命じられ、給与計算及び社会保険事務以外の総務関係の業務に従事していた。

A株式会社B出張所在籍中にC事業所採用試験に合格したので、昭和 23 年 12 月 16 日からC事業所職員として勤務したが、同日までの期間はA株式会社B出張所に継続して勤務していたと記憶している。

私が申立期間においてA株式会社B出張所に勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 21 年 10 月 1 日付けのA株式会社の採用辞令及び 23 年 12 月 16 日付けのC事業所採用辞令並びに申立人の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A株式会社B出張所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立人が名前を覚えている同僚や事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

さらに、A株式会社B出張所は、事業所索引簿の最終頁に健康保険の整理記号「D」として、記載されていることが確認できるが、A株式会社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は確認できない上、オンライン

記録においてA株式会社B出張所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、事業所索引簿によると、当該整理記号「D」は、申立期間後の昭和24年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったE株式会社の健康保険の整理記号として使用されていることが確認できることから判断すると、A株式会社B出張所に健康保険の整理記号「D」が付された後、何らかの事情により同事業所から従業員に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出が行われなかったことがうかがえる。

加えて、事業所索引簿において、E株式会社は昭和26年6月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿は既に廃棄されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は死亡又は連絡先不明であることから、A株式会社B出張所と同社の関連及び申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、事業所索引簿において、A株式会社F支店が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和23年5月1日であることが確認できるところ、A株式会社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が欠落した事情はうかがえない上、前述の事業所索引簿において、A株式会社F支店は同年11月1日に「G」へ名称を変更した後、24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、事業所索引簿において、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和22年7月1日であることが確認できるところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が欠落した事情はうかがえない。

なお、前述の被保険者名簿において、昭和23年8月1日から24年5月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、A株式会社は主に、全国にあるH事業所系列の工場施設内で土木建設を請け負っていたが、24年5月ごろ倒産した。」と述べているところ、I株式会社J事業所の担当者は、「J事業所は、昭和21年12月1日付けのK指令により操業が停止され、指令が解除される25年8月までの期間においては事業を行っておらず、施設等の新設や修繕等は実施していない。」と回答しているものの、A株式会社の当時の代表者は既に死亡し、同社に係る商業登記簿は既に廃棄されているため当該事情を確認することはできない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 27 日から平成 9 年 5 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A株式会社で勤務していた申立期間について、預金通帳から確認できる給与の振込額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

申立期間について、実際の給与振込額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の入社時の給与は、53 万円から 55 万円であり、オンライン記録上の標準報酬月額と相違しているとして、申立期間のうち、給与振込額が確認できる平成 3 年 12 月 10 日から 8 年 7 月 25 日までの期間に係る預金通帳を提示して標準報酬月額を訂正するよう申立てているが、当該預金通帳からは、「キュウヨ」として 44 万 670 円から 70 万 917 円までの金額が振り込まれていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

また、オンライン記録から、A株式会社において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、社会保険関係及び経理を担当していたとする上司及び複数の同僚は、「申立人については、毎月の給与に年間賞与相当額の 12 分の 1 の額を加算して支給していた。年 2 回（6 月と 12 月）の賞与支給時には毎月支給した賞与相当額の精算払いをしていた。毎月支給する給与からは、賞与相当額加算前の給与額に基づき決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を控除しており、毎月支給した賞与相当額からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保持していない上、A株式会社は、平成 11 年 5 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料の提供が得られないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 818 (事案 241 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月ごろまで

私は、叔母の紹介により、A事業所に昭和 37 年 6 月に入社した。

A事業所の社長に勧められて軽四輪自動車の運転免許を取得し、昭和 38 年 9 月又は同年 10 月ごろ、株式会社Bの工場近くにあるC学校で、約 1 か月間において、テレビやラジオの修理に関する研修を受けた。その研修があった翌年 3 月ごろ、一身上の都合でA事業所を退職した。しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では、私が厚生年金保険被保険者の資格を喪失したのは 37 年 9 月となっている。

前回の申立ての際には運転免許証の写ししか提出できなかったが、今回、A事業所に在職中の写真が見つかったので、再度申立てることにした。

私が申立期間において当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、A事業所には人事記録等が保存されておらず、申立期間当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚及び事業主から申立人の勤務期間を特定できる供述は得られず、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等から、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、喪失届及び算定基礎届を適切に行っていたことがうかがわれることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 16 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、新たに、前回の申立てにおいて昭和 38 年の 9 月又は 10 月ごろに受けたと述べた C 学校での研修の際に撮影されたとする写真の写しと、撮影日が明らかでない社内旅行の写真の写しを提出しているが、C 学校において撮られたとする写真の撮影日は 36 年 10 月 30 日とされていることから、これらの写真から申立人が申立期間において勤務していたことを認めることはできず、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から30年11月1日まで

私は、昭和28年4月にA株式会社（現在は、株式会社B）C支社のD部に入社し、58年4月の退職までの期間において継続して勤務した。

しかし、昭和28年11月から29年5月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされているにもかかわらず、引き続き各漁場における幹部として勤務した申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人が保管している申立期間を含む申立人の勤務場所（漁場）、勤務期間及び当該漁場の責任者を示す資料から判断すると、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社E出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚32人については、適用事業所名簿において、A株式会社同出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和29年6月1日付けで全員が同被保険者資格を喪失していることが確認でき、A株式会社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、このうち、申立人を含む29人が30年11月1日（二人は昭和30年9月1日と32年1月1日）に、A株式会社C支社において同被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

また、当該同僚29人について、A株式会社C支社において厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同僚の一人は「A株式会社E出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、昭和30年8月末日までの期間においてA株

式会社の各漁場で幹部として勤務したが、この間、給与から厚生年金保険料は控除されなかったと記憶している。当時、漁場に勤務する者の厚生年金保険の事務はA株式会社の各漁場で行っており、厚生年金保険の適用事業所ではなかった漁場があった。厚生年金保険の適用事業所に該当していた漁場であっても、勤務者の厚生年金保険の加入については事務担当者の判断で行われていたようであり、幹部全員が厚生年金保険に加入していたとは言えない。」と述べており、申立人が記憶する同僚も、「当時、A株式会社の各漁場に勤務していた幹部の全員が、厚生年金保険に加入していたわけではなかったようだ。」と述べている。

さらに、同社C支社に臨時雇いで入社し、同社の漁場の幹部となったが、A株式会社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年4月から31年8月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚は、「昭和28年4月から31年8月までの期間において、厚生年金保険の被保険者とされておらず、同年9月1日から厚生年金保険の被保険者とされていることについて、A株式会社C支社の事務担当者に理由を直接聞いたところ、『各漁場における幹部は厚生年金保険に加入させていない。したがって、厚生年金保険料も給与から控除していない。』と明確に説明してくれたので納得している。」と述べている。

加えて、適用事業所名簿において、A株式会社C支社は平成12年に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、株式会社Bは申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない上、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、適用船舶所有者名簿において、A株式会社E出張所は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、同社E出張所が所在していたF県G郡において船員保険の適用事業所に該当していたことが確認できる同社H出張所、同社I出張所、同社J出張所及び同社K出張所に係る船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、同社C支社に係る船員保険被保険者名簿においても申立人の氏名を確認することはできない。

山口厚生年金 事案 820 (事案 520 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月に高等学校を卒業してすぐ同年 4 月から A 職として B 事業所に就職したのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 37 年 6 月 1 日であることに納得できない。

私が昭和 36 年 4 月から当該事業所で勤務していたことは、C 協会主催の勉強会で一緒になった同級生が知っているので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人に係る履歴書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において B 事業所に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険の被保険者として給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、C 協会主催の勉強会で一緒になった同級生の名前を挙げて再申立てを行っているが、これら同級生はいずれも申立人とは別の事業所で勤務していた者であり、申立期間当時の勉強会で申立人と一緒になったことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除に関する供述は得られない。

また、申立人は「B 事業所では A 職が厚生年金保険料を集金しており、申立期間当時、私が全員から徴収していたことを記憶している。」と述べているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会し

たが、申立期間当時に申立人が厚生年金保険料を徴収していたことをうかがわせる供述は得られない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。